

生駒市有害鳥獣捕獲事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の鳥獣による農林業への被害を軽減又は防止するため、予算の範囲内において、有害鳥獣捕獲事業を行った個人又は団体に対し、奨励金を交付するものとし、その交付については、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(奨励金の種類等)

第2条 奨励金の交付対象となる個人又は団体、事業及び奨励金の額は、別表のとおりとする。

(奨励金の交付申請・実績報告)

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び別表に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第4条 市長は、第3条の規定による奨励金の交付申請兼実績報告があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定し額を確定した場合は、奨励金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第5条 前条により奨励金の額の確定を受けた者はすみやかに奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 前条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

奨励金の交付対象となる個人・団体	奨励金の交付対象となる事業	奨励金の額	申請書の添付書類
奈良県猟友会生駒支部	生駒市の依頼により行われる鳥獣による農林産物の被害を防除するための事業	2,200円に年間出動延べ人数を乗じて得た額	事業成績書 収支予算書
鳥獣被害対策団体 (農家区・自治会)	鳥獣による農林産物の被害を防除するために地域で設置したイノシシ捕獲檻の管理	成獣イノシシ捕獲1頭 当たり2,000円 幼獣イノシシ捕獲1頭 当たり500円	捕獲報告書 捕獲イノシシの写真
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び奈良県事務処理の特例に関する条例第2条に基づき、生駒市長から有害鳥獣の捕獲許可を受けた者	イノシシ(幼獣)の捕獲等	幼獣イノシシ捕獲等1頭 当たり1,000円	捕獲報告書 (鳥獣捕獲許可証(従事者証)等の返納及び捕獲報告をもってこれに代えることができる) 捕獲イノシシの写真